

令和5年度 動物実験実績

1 対象期間

令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2 飼養保管施設一覧

所在地	飼養保管施設名
広島市南区宇品東一丁目1-7-1	広島キャンパス実験動物飼養保管施設
庄原市七塚町5562	庄原キャンパスフィールド科学教育研究センター動物飼育室
三原市学園町1番1号	三原キャンパス動物飼育室

3 動物実験計画書承認状況

申請 件数	審査結果						申請者による申請 取下	終了 件数
	承認		条件付 承認	変更の 勧告	不承認	審査 対象外		
	(修正なし)	(修正あり)						
19	19	0	0	0	0	0	4	

4 使用実験動物数（匹）

マウス	ラット	ウシガエル
490	211	20

5 令和6年3月31日における動物種別飼養数

マウス	ラット	ウシガエル
432	0	0

6 動物実験施設利用者数

施設名	延べ利用者数
広島キャンパス実験動物飼養保管施設	0
庄原キャンパスフィールド科学教育研究センター動物飼育室	1,747
三原キャンパス動物飼育室	467

7 成果

研究論文	著書	学会等発表	博士論文	修士論文	卒業論文	学生実験
1	1	5	0	1	3	1

8 教育訓練実施状況

実施日	キャンパス	受講者数	教育内容
R5. 4 月～	庄原 C	10	動物実験を行うすべての教員、学部生、大学院生を対象に日本実験動物学会の教育用アニメーションDVDを視聴し、必要に応じて、実験動物学会で公開されているコラム集を視聴した。
		56	
		109	
		56	
		13	
		56	
R5. 4. 4	三原 (積山)	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験動物学会が作成した教育訓練用動画の視聴 ・ 飼養保管マニュアル（三原キャンパス）の確認
R5. 4. 12	三原 (森)	64	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物実験に関する科学的・倫理的講義 ・ 教育訓練を実施する目的、関連法令等を紹介した上で、実際に動物を使用する実験の意義について講義し、試験の実施。（合格で受講修了）
R5. 4. 25	三原 (津森)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験動物学会が作成した教育訓練用動画の視聴 ・ 飼養保管マニュアル（三原キャンパス）の確認
R5. 5. 24 R5. 5. 26 R5. 6. 5	三原 (小野)	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験動物学会が作成した教育訓練用動画の視聴 ・ 飼養保管マニュアル（三原キャンパス）を元にした教示
R5. 6. 6	三原 (佐藤)	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験動物学会が作成した教育訓練用動画の視聴 ・ 飼養保管マニュアル（三原キャンパス）を元にした教示
R5. 6. 9	三原 (金指)	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物実験とは何か、実験動物福祉の基本原則、動物実験を実施するに際しての法令・指針、人獣共通感染症、動物実験の導入・輸送、動物実験の飼育・健康管理、げっ歯類の麻酔・鎮痛・安楽死など
R5. 6. 26	広島	38	安全管理、飼育環境、倫理、動物実験に係る法、ガイドラインについて、3Rの原則、実験処置（麻酔、安楽死）など、配付資料を使用して講義を行った。
計 15 回		計 429 名	

9 動物実験委員会委員名簿

区分	部局名	職名	氏名	要領区分
委員長	保健福祉学部	教授	古屋 泉	(1) (2)
委員	地域創生学部	教授	栢下 淳	(1)
委員	地域創生学部	教授	北台 靖彦	(2)
委員	生物資源科学部	准教授	阿部 靖之	(2)
委員	生物資源科学部	准教授	山下 泰尚	(1)
委員	保健福祉学部	准教授	加藤 洋司	(3)
委員	事務局	次長	石田 学	(4)

県立広島大学動物実験委員会要領 区分

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、学長が任命又は委嘱する。

- (1) 第6条第4項に規定する各キャンパス動物実験委員会委員長
- (2) 第6条第2項第2号に規定する各キャンパス実験動物管理者
- (3) その他学識経験を有する者
- (4) その他学長が必要と認めた者

区分	部局名	職名	氏名	専門分野	要領区分	基本指針区分
委員長 (広島)	地域創生学部	教授	栢下 淳	臨床栄養学	(1)	A
副委員長	地域創生学部	教授	北台 靖彦	病理解剖学	(2)	B
委員	地域創生学部	准教授	辻 文	運動生理学	(3)	C
委員	地域創生学部	助教	岡田 玄也	臨床栄養学	(3)	C
委員	生物資源科学部	准教授	山下 泰尚	内分泌生理学	(1)	A
委員	事務局	次長	石田 学	—	(4)	C
委員長 (庄原)	生物資源科学部	准教授	山下 泰尚	内分泌生理学	(1)	A
副委員長	生物資源科学部	准教授	阿部 靖之	動物生殖科学	(2)	B
委員	生命システム科学専攻	専攻長	原田 浩幸	環境化学工学	(1)	A
委員	生物資源科学部	助教	松崎 秀紀	生化学	(3)	C
委員	生物資源科学部	准教授	大草 輝政	西洋古代哲学	(3)	C
委員	事務局	事務部長	山崎 輝雄	—	(4)	C
委員長 (三原)	保健福祉学部	教授	古屋 泉	比較認知科学	(1) (2)	A, B
副委員長	保健福祉学部	准教授	加藤 洋司	解剖学	(1)	A
委員	保健福祉学部	助教	佐藤 勇太	理学療法学	(1)	A

委員	保健福祉学部	教授	藤巻 康一郎	精神薬理学	(1)	A
委員	保健福祉学部	准教授	江本 純子	社会福祉学	(3)	C
委員	事務局	事務部長	豊原 三紀男	—	(4)	C

県立広島大学動物実験委員会要領 区分

(キャンパス動物実験委員会)

第6条 略

2 キャンパス委員会は、次に掲げる委員（以下「キャンパス委員」という。）をもって組織し、学長が任命又は委嘱する。

- (1) 動物実験等に関して識見を有する者
- (2) 実験動物に関して識見を有する者（実験動物管理者）
- (3) その他学識経験を有する者
- (4) その他学長が必要と認めた者

3 略

4 キャンパス委員会委員長（以下「キャンパス委員長」という。）は、第2項第1号又は第2号の委員のうちから学長が指名する

文科省基本指針 区分

A:動物実験等に関して優れた識見を有する者

B:実験動物に関して優れた識見を有する者

C:その他学識経験を有する者